畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟の外部使用に係るQ&A (平成30年2月1日現在)

1 基本的事項に関する事項

- Q1-1 畜産物評価加工棟を使用する場合には、まず何をすればよいですか。
- A 使用する予定期日や内容について、事前に畜産酪農研究センター企画情報課にご連絡ください。

畜産物評価加工棟は、センターが使用しない期日のみ開放することができることから、日程調整等を行うために事前にご連絡をお願いします。

- Q1-2 開放施設使用許可申請書は、どこに提出すればよいですか。
- A 畜産酪農研究センター企画情報課に提出してください。 TEL 0287-36-0280 FAX 0287-36-0516
- Q1-3 開放施設使用許可申請書は、いつまでに提出すればよいですか
- A 使用予定日の3週間前には申請書を提出してください。申請内容に基づき、許可、 不許可について審査し、許可の場合には事前に使用料を納付して頂く必要があるため です。
- Q1-4 開放施設は、誰が使用できますか。
- A 県内に在住・在勤・在学する者で構成される6次産業化に向けた商品試作などに取り組む農業者、農業者を含む団体及び農業関係教育機関が使用することができます。 また、県の各機関が使用することができます。
- Q1-5 加工作業に携わる場合に気をつけなければならないことは何ですか。
- A 従事者は健康であることが重要です。

食中毒の原因や施設・設備の汚染を防ぐため、加工作業を行う前の健康状態(発熱、 腹痛、吐き気、下痢などがないこと)を確認していただきます。

2 施設使用に関する事項

- Q2-1 加工に係る施設の利用は、一度に何名まで可能ですか。
- A 例えば、加工に係る研修を行う場合、施設の大きさ等を考慮すると、10 名程度まで の利用が適当であると思われます。

なお、人数の制限は定めておりません。

- Q2-2 畜産加工品の製造に係る原料は、誰が準備しますか。
- A 使用者が準備してください。
- Q2-3 施設使用に当たり、設備や機器の説明はありますか。
- A 施設使用時は、畜産酪農研究センターの職員が主な設備等の使い方の説明を行います。

また、使用時には職員が立ち会い、必要に応じて指導します。

- Q2-4 加工に関する専用器具、機材の持ち込みは可能ですか。
- A 衛生上等の観点からその内容を確認するので、畜産酪農研究センター企画情報課に 相談してください。
- Q2-4 使用後の施設や機器等の片付けは、誰が行いますか。
- A 施設を使用した者が片付け、清掃をしてください。
- Q2-5 使用後に発生したゴミは、誰が処分しますか。
- A 原則、施設を使用した者が持ち帰り、処分してください。
- Q2-6 県の機関が主催する研修等で使用することは可能ですか。
- A 可能です。

畜産酪農研究センター企画情報課に相談してください。

- Q2-7 畜産酪農研究センターとの共同研究を行いたい場合は、どのようにすればよいですか
- A まずは、畜産酪農研究センター企画情報課にご連絡ください。 研究の内容をセンター内等で確認し、共同研究の実施の可否を協議し、判断します。

3 使用料に関する事項

- ______ Q3-1 使用料は、どのように支払いますか。
- A 畜産酪農研究センターが発行する納付書を用いて支払ってください。 なお、使用料は、原則として、使用時前に前納していただきます。
- Q3-2 減免対象の可否は誰が判断しますか。
- A 畜産酪農研究センターが判断します。
- Q3-3 既に6次産業化している農業者等が使用する場合は、減免の対象となりますか。
- A 原則、使用料を徴収します。
- Q3-4 減免の理由となる、「農業振興事務所が支援する6次産業化に向けた商品試作」 に該当するか否かについては、どのように確認するのですか。
- A 畜産酪農研究センターが、申請者及び申請者を管轄する農業振興事務所等に内容を 確認(照会)します。
- Q3-5 県の機関が主催する研修会等で施設を使用する場合は、使用料を支払う必要がありますか。
- A ありません。

4 その他

- Q4-1 機器等を壊してしまった場合はどうすればよいですか。
- A 壊してしまった状況等を職員に報告してください。その状況等に基づき、その後の対応を判断します。
- Q4-2 畜産物評価加工棟で製造した畜産加工品は販売することができますか。
- A 当該施設は、製造に関する許可を取得していないことから販売はできません。 また、不特定の者に配付等することはできません。